

議案第 8 1 号

小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年小松島市条例第 2 0 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「第28条第2項各号の一」を「第28条第2項各号のいずれか」に、「第29条各号の一」を「第29条第1項各号のいずれか」に改める。

第4条中「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

第7条第1項中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改める。

第11条第5号中「第28条第2項各号の一」を「第28条第2項各号のいずれか」に、「第29条各号の一」を「第29条第1項各号のいずれか」に改める。

第13条中「刑法」を「刑法（明治40年法律第45号）」に改める。

第17条中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。